

# 酒田市スポーツ推進委員会部会設置要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、酒田市スポーツ推進委員会規約第17条にもとづき、部会設置について必要な事項を定めるものとする。

(定 数)

第2条 部会員の定数は、会長、副会長、部会長を除いて、次とおりとする。

(1) 総務企画部会員 15名以内

(2) 事業運営部会員 30名以内

(3) 指導普及部会員 32名以内

(任 務)

第3条 部会員の任務は、次のとおりとする。

(1) 総務企画部会員は、会の企画運営に係わる事項と、会員の研修並びに広報の発行を行う。

(2) 事業運営部会員は、会が主催・主管または後援する大会行事の企画及び運営に協力する。

(3) 指導普及部会員は、生涯スポーツ（ニュースポーツ等）を広く普及するため、その実技指導と普及にあたる。

(4) 各専門部は計画された年間活動について責任をもって遂行する。

(選出方法)

第4条 部会員は、スポーツ推進委員の希望を参考にして総会で決定する。

2 副部会長は、部会員の互選により選出し、総会において承認を得なければならない。

(会 議)

第5条 部会は、部会長が招集する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

この要項は、平成23年11月26日一部改正同日から施行する。